

●香川県警察本部告示第3号

香川県警察公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月25日

香川県警察本部長 小 島 隆 雄

香川県警察公有財産管理規程の一部を改正する規程

香川県警察公有財産管理規程（平成12年香川県警察本部告示第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(台帳の整備保管)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会計課長は、前項の規定により送付を受けた公有財産簿の写し及び公有財産異動報告伺書の写しを公有財産台帳として編さんし、整備保管するとともに、公有財産異動報告伺書に関係図面、公図等必要な資料を添えて、<u>香川県総務部財産経営課長</u>に送付しなければならない。</p>	<p>(台帳の整備保管)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 会計課長は、前項の規定により送付を受けた公有財産簿の写し及び公有財産異動報告伺書の写しを公有財産台帳として編さんし、整備保管するとともに、公有財産異動報告伺書に関係図面、公図等必要な資料を添えて、<u>香川県総務部総務学事課長</u>に送付しなければならない。</p>

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。